倉吉市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第11号

倉吉市財務規則の一部を改正する規則

倉吉市財務規則(平成12年倉吉市規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 改正後 改正前

(資金前渡の精算)

第51条 略

2 前項の規定にかかわらず、自動口座振替の方法 により支払をしようとするときは、資金前渡職員 は精算手続を省略することができる。

(概算払の精算)

- 履行が完了した後、10日以内に証拠書類を添え、 精算をしなければならない。ただし、旅費の概算 払の精算については、倉吉市職員の旅費に関する 条例(昭和28年倉吉市条例第32号)第10条の定め によるものとする。
- 第57条 会計管理者は、支払を決定したときは、次 第57条 会計管理者は、支払を決定したときは、次 のいずれかの方法によって支払しなければならな 1

 $(1)\sim(4)$ 略

<u>第59条から第66条まで</u> 削除

第51条 略

(概算払の精算)

(資金前渡の精算)

- 第53条 概算払を受けた者は、概算払に係る経費の 第53条 概算払を受けた者は、概算払に係る経費の 金額が確定した後、10日以内に精算書に証拠書類 を添え、精算をしなければならない。ただし、旅 費の概算払の精算については、倉吉市職員の旅費 に関する条例(昭和28年倉吉市条例第32号)第10 条の定めによるものとする。
 - のいずれかの方法によって支払しなければならな V10

(1) 小切手払 $(2)\sim(5)$ 略

(小切手払)

- <u>第59条 会計管理者は、小切手を直接債権者に振り</u> 出して支払しようとするときは、受取人が正当な 受取権限のある者であることを確認したうえで、 受取人に交付するときでなければ、小切手帳から 切り離してはならない。
- 2 小切手の振出年月日の記載及び押印は、当該小 切手を受取人に交付するときでなければこれを行 ってはならない。

(小切手振出の通知)

第60条 会計管理者は、前条の規定により小切手を 振り出したときは、指定金融機関に通知しなけれ ばならない。

(小切手の記載事項)

第61条 会計管理者は、小切手払により振り出す小 切手(この条及び次条から第65条までにおいて、

- 単に「小切手」という。) には、次に掲げる事項 を記載しなければならない。
- (1) 金額
- (2) 受取人の氏名(法人等その肩書のあるものは、その肩書を明記する。)
- (3) 振出地及び支払店名
- (4) 振出年月日
- (5) 年度及び会計名
- (6) 振出番号(1年度間を通ずる連続番号)
- 2 官公署及び公共的機関又は指定金融機関及び指 定代理金融機関を受取人とする小切手は、記名式 とし、これに「指図禁止」の旨を記載しなければ ならない。

(小切手の使用文字)

- 第62条 小切手の金額は、印字器によるアラビア数字を用いなければならない。ただし、やむを得ない理由により印字器を使用することができないときは、漢字の数字を用いるものとし、この場合は「壱」、「弐」、「参」及び「拾」の字体を用いるものとする。
- 2 前項の場合において、表示金額の首位に「¥」 又は「金」を、末尾に「円」又は末尾を示す記号 を付さなければならない。
- 3 第1項ただし書の場合は、その券面金額と同額 を当該小切手の上部余白にアラビア数字で副記し なければならない。

(書き損じ小切手)

- 第63条 書き損じ等による小切手を廃棄する場合に は、当該小切手に斜線を朱書したうえ「廃棄」と 記載し、そのまま小切手帳に残しておかなければ ならない。
- 2 <u>前項により廃棄した小切手に付した番号は使用</u> してはならない。

(小切手等の訂正)

第64条 小切手の金額は、これを改めることができ ない。

(小切手の償還)

- 第65条 小切手の所持人は、小切手の支払有効期間 内に現金を受領しなかったときは、会計管理者に 当該小切手を提出して、その償還を請求すること ができる。
- 2 会計管理者は、前項の請求を受けたときは、その内容を調査し、支払すべきものと認めたときは、市長に通知しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により会計管理者から通知 を受けたときは、当該支払すべき金額につき、改 めてその支出命令を行わなければならない。

(現金払)

第67条 略

2 会計管理者は、前項の規定により指定金融機関 2 会計管理者は、前項の規定により指定金融機関 に現金払をさせたときは、指定金融機関にその日 の支払金額を報告させ、自ら照合確認して支払に 要した資金を交付するため、指定金融機関に必要 な書類を送付し、資金の交付をしなければならな 1

(隔地払)

しようとするときは、指定金融機関に支払を要す る資金を交付するための書類を送付し、資金の交 付をしなければならない。

2 略

(隔地払の有効期間経過後の支払)

第69条 略

- の内容を調査し、支払すべきものと認めたとき は、市長に通知しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により会計管理者から通知 を受けたときは、当該支払すべき金額につき、改 めてその支出命令を行わなければならない。

(口座振替払)

第70条 略

2 会計管理者は、口座振替の方法により支払をし ようとするときは、指定金融機関に支払に要する 資金を交付するための書類を送付し、資金の交付 をするとともに、必要があると認めるときは債権 者に口座振替をした旨を通知するものとする。

(随意契約によることができる場合の予定価格等 の額)

第118条 令第167条の2第1項第1号の規則で定め る額は、令別表第5に規定する額(市町村につい てのものに限る。) による。この場合において、 財産の買入れ又は物件の貸付けの契約で、法第 234条の3の規定による契約の場合にあっては予 定賃貸借料の年額により、そのほかの契約の場合 にあっては予定賃貸借料の総額による。

(小切手帳の保管等)

第66条 会計管理者の使用する小切手帳は、指定金 融機関から交付を受けるものとし、その保管及び 小切手の作成(押印を除く。)は、出納員に行わ せることができる。

(現金払)

第67条 略

に現金払をさせたときは、指定金融機関にその日 の支払金額を報告させ、自ら照合確認して支払に 要した資金を交付するため、指定金融機関に会計 管理者が定める資金決済書その他必要な書類(以 下「資金決済書等」という。) を送付し、資金の 交付をしなければならない。

(隔地払)

第68条 会計管理者は、隔地にいる債権者に支払を 第68条 会計管理者は、隔地にいる債権者に支払を しようとするときは、指定金融機関に支払を要す る資金を交付するため、資金決済書等を送付し、 資金の交付をしなければならない。

2 略

(隔地払の有効期間経過後の支払)

第69条 略

2 会計管理者は、前項の請求を受けたときは、そ 2 第65条第2項及び第3項の規定は、前項の場合 にこれを準用する。

(口座振替払)

|第70条 略

2 会計管理者は、口座振替の方法により支払をし ようとするときは、指定金融機関に支払に要する 資金を交付するため、資金決済書等を送付し、資 金の交付をするとともに、債権者に口座振替をし た旨を通知しなければならない。

(随意契約によることができる場合の予定価格等 の額)

|第118条||令第167条の2第1項第1号の規則で定め る額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当 <u>該各号に定める額とする</u>。この場合において、<u>第</u> 3号又は第5号に掲げる種類の契約で、法第234 条の3の規定による契約の場合にあっては予定賃 貸借料の年額により、そのほかの契約の場合にあ っては予定賃貸借料の総額による。

(1) 工事又は製造の請負 130万円

第125条から第128条まで 削除

(指定金融機関の支払)

第129条 略

2 指定金融機関は、隔地払の資金の交付を受けた 日から1年を経過し、まだ支払の終わらないもの は、その送金を取り消して直ちに会計管理者に報 告し、これを当該取り消した日の属する年度の歳 入に納付しなければならない。

(物品取扱主任)

第162条 略

2 物品取扱主任は、次に定める者をもって任命さ 2 物品取扱主任は、次に定める者をもって任命さ れたものとする。

- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(指定金融機関の支払)

- 第125条 指定金融機関は、会計管理者の振り出し た小切手の提示を受けたときは、当該小切手がそ の振出日付から1年を経過したものでないことを 確認してからその支払をしなければならない。
- 2 前項の小切手が振出日付から1年を経過したも のであるときは、その小切手の余白に「支払期間 経過」の旨を記入し、これを提示した者に返付し なければならない。
- 第126条 指定金融機関は、小切手振出済金額のう ち、出納閉鎖期日までに支払を終わらないものが あるときは、直ちに会計管理者に報告し、その支 払を終わらない金額に相当する資金を繰越し整理 するため、これを支払未済繰越金の口座に振り替 えなければならない。
- 第127条 指定金融機関は、前条の手続をした後、 前年度所属に係る小切手に対し、支払をする場合 は、前条に規定する支払未済繰越金の口座から支 払わなければならない。
- |第128条 指定金融機関は、小切手の振出日付から 1年を経過し、未だ支払を終わらないものは、直 ちに会計管理者に報告し、当該金額を当該1年を 経過した日の属する年度の歳入に組入れなければ ならない。
- 2 指定金融機関は、隔地払の資金の交付を受けた 日から1年を経過し、まだ支払の終わらないもの は、その送金を取消して直ちに会計管理者に報告 し、これを当該取消した日の属する年度の歳入に 納付しなければならない。

第129条 略

(物品取扱主任)

第162条 略

れたものとする。

(1) 市長事務部局の課にあっては、主管担当 (倉吉市事務分掌条例施行規則(昭和52年倉吉 市規則第26号)<u>第9条</u>第2項に規定する主管担 当をいう。)

 $(2)\sim(4)$ 略

(使用中の物品の保管)

第169条 略

- 2 略
- 3 事務局の長及び主管課長は、その保管に係る備品の状況について、毎年1回以上備品台帳と照合し、その状況を会計管理者に報告しなければならない。

第179条 削除

(数字)

第207条 証拠書類及び帳簿に記載する数字は、すべてアラビア数字を用いるものとする。<u>ただし、</u>やむを得ない理由により漢字の数字を用いる場合は、「壱」、「弐」、「参」及び「拾」の字体を用いるものとする。

(登録事項の訂正)

第208条 証拠書類又は帳簿の記載事項の訂正は、 その訂正を要する部分に<u>二重線</u>を引き、その上部 に正書し、及び記帳責任者の印を明記しなければ ならない。

(定期検査及び臨時検査)

- 第211条 会計管理者は、定期及び臨時に指定金融機関等の公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況並びに法第243条の2第2項の指定公金事務取扱者の公金事務の状況を検査しなければならない。
- 2 定期検査は、指定金融機関にあっては毎年<u>1</u>回、その他にあっては<u>会計管理者</u>が別に定めるところにより実施しなければならない。
- 3 4 略

(1) 市長事務部局の課にあっては、主管担当 (倉吉市事務分掌条例施行規則(昭和52年倉吉 市規則第26号)<u>第8条</u>第2項に規定する主管担 当をいう。)

 $(2)\sim(4)$ 略

(使用中の物品の保管)

第169条 略

- 2 略
- 3 <u>会計管理者並びに</u>事務局の長及び主管課長は、 その保管に係る備品の状況について、毎年1回以 上<u>確認し</u>なければならない。

(物品現在高の報告)

第179条 <u>事務局の長及び主管課長は、毎年度当初</u> における保管物品の現在高について、6月10日ま でに会計管理者に提出しなければならない。

(数字)

第207条 証拠書類及び帳簿に記載する数字は、すべてアラビア数字を用いるものとする。

2 第62条第1項ただし書後段の規定は、やむを得 ない理由により漢字の数字を用いる場合について これを準用する。

(登録事項の訂正)

第208条 証拠書類又は帳簿の記載事項の訂正は、 その訂正を要する部分に<u>朱線(朱書のときは黒</u>線) 2線を引き、その上部に正書し、及び記帳責任者の印を明記しなければならない。

(定期検査及び臨時検査)

- 第211条 会計管理者は、定期及び臨時に指定金融 機関等の公金の収納又は支払の事務及び公金の預 金の状況を検査しなければならない。
- 2 定期検査は、指定金融機関にあっては毎年<u>2</u>回、その他にあっては<u>市長</u>が別に定めるところにより実施しなければならない。
- 3 4 略

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。